

第5章 自殺対策推進のための施策

1 重点施策及び基本施策

取り組むべき施策とし、年代別自殺死亡率（人口10万人対）で20歳代、30歳代の若い世代の男性や男女ともに60歳以上の高齢者、40歳から50歳代の女性の自殺率が高い総社市の主な特徴を踏まえ、これらに対する取組を重点施策と定めます。また、基本施策については、背景にある主な自殺の危機経路、市アンケート調査結果から4つの基本施策を定めます。

重点施策

(1) 高齢者への声かけや見守り、相談支援、いきがいつくり支援の充実(基本方針(1)(2))

周りの人とのつながりが薄れ、社会的な孤立・孤独感を抱えやすい高齢者に対し、声かけや見守りを通して疎外感をなくし、地域社会において生きがいを持って暮らすための取組を進めます。

重点施策

(2) 若年層への相談支援(基本方針(1)(2)(4))

ひきこもり支援、思春期・青年期等の相談窓口の周知、ゲートキーパーの養成等を行います。また、市アンケート調査結果から、若年層は公的な相談機関より身近な友人、家族等に相談する者が多いため、悩みを抱えた者を支援する身近な人への支援を行います。

基本施策

(1) 生活困窮者への相談支援の連携の強化(基本方針(1)(2)(3)(5))

市民に生活困窮者自立支援やひきこもり支援などの相談窓口の周知を行い、相談者に対しては、各機関と連携した支援を密に行います。

基本施策

(2) 無職者や失業者への就労支援の充実(基本方針(1)(2)(5))

ハローワーク総社等と連携し、きめ細やかな就労支援を行います。また、勤務問題に関する相談窓口の周知や職域のメンタルヘルス対策への支援を行います。

基本施策

(3) 妊娠期からの切れ目のない子育て支援(基本方針(1)(2)(3))

思いがけない妊娠、産後うつなどの子育ての悩み、DVや離婚に伴う生活困窮などに対する相談体制の充実に取組みます。

基本施策

(4) 心身の健康づくりを推進(基本方針(3)(4)(5))

心の病気についての普及啓発や自身や周りの人の心の不調に気づくことができるような取組や悩みを抱えた人が気軽に相談でき、適切な支援や精神科医療を受けることができるよう、相談先の周知とともに医療機関等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援ができるように取組みます。また、生活習慣病等の予防についても情報提供をし、心だけでなく、体の健康づくりについての取組も推進していきます。

2 施策における段階ごとの対応

(1) 事前対応の更に前段階 (ライフスキル教育・居場所づくりの推進) **ゼロ次予防**

学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときに助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。また、孤独・孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

事業名	内 容	関係課	該当施策
居場所づくりの推進	【メンタルヘル스에支援が必要な人の居場所】 心の保健室	健康医療課	重点施策 (1)(2)
	【高齢者の集いの場】 いきいき講座・ふれあいサロン	長寿介護課	基本施策 (1)(2)(3)
	【ひきこもり当事者の居場所】 「ほっとタッチ」「ほっとタッチぼえむ」「仮想空間による居場所」	福祉課	
	【障がい者の居場所・創作活動や生産活動の場】 地域活動支援センター		
	【妊産婦・乳幼児の相談の場】 子育てほっとルーム、妊産婦出張相談	こども課	

だれもが行きたくなる学校づくり	認定こども園, 幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校が連携し, 発達段階に応じた取組を行い, 早期介入や相談の充実を図り, だれもが行きたくなるような学校づくりを推進	学校教育課	重点施策 (2)
-----------------	--	-------	-----------------

(2) 事前対応 (心身の健康づくり・自殺予防のための普及啓発・地域づくり) **一次予防**

心身の健康の保持増進のために自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発, 相談窓口の見える化などを通じて孤独・孤立などを防ぐ地域づくりに取組み, 自殺の危険性が低い段階で対応を行います。また, インターネット等も活用しながらも, 対面での関わりを大事にし, 孤独・孤立を予防する取組を推進していきます。

事業名	内 容	関係課	該当施策
自殺予防啓発事業 (相談窓口の見える化)	・相談先を掲載したカードやリーフレットの活用 (社会福祉協議会, ハローワーク, ジョブサポートセンター, 市内企業, 医療機関, 薬局等へ配布) ・ホームページ, デジタルサイネージ等でのこころの健康づくりや相談窓口の紹介	健康医療課	重点施策 (2) 基本施策 (2) (4)
	・自殺予防週間等における啓発事業として, 図書館において自殺予防啓発の展示コーナーに関連図書を紹介	健康医療課 図書館	
	・相談窓口を掲載したティッシュの配布等を通じて, 若年層への普及啓発	健康医療課	
	・出前講座の実施	健康医療課	
	・戸籍窓口来庁者 (離婚・死亡など) へ相談窓口を紹介	市民課	
ゲートキーパーの養成	・こころの健康づくりやゲートキーパーについて講演会を開催 ・出前講座の実施	健康医療課	重点施策 (2) 基本施策 (4)
心の体温計	・市ホームページより気軽にメンタルセルフチェック (うつ病の初期症状の早期スクリーニングシステム) ができる機会の提供	健康医療課	基本施策 (4)
基幹相談支援セン	多種多様な障がい特性に合わせ, 本人が希望する就学・就労・余暇活動ができるように関係機	福祉課	基本施策 (4)

ター	関と連携を図り，総合的な相談を実施		
重層的支援体制整備事業	相談者からの相談を，どこでも受け止める「どこでもストップ」から実践し，必要な支援へつなぐ 支援機関につないだ後，支援機関が連携し，支援を行ってもなお問題解決が困難な事例に対し，会議等を開催し，問題解決を図る	福祉課	基本施策(4)
高年齢者労働能力活用	働くことやボランティアに意欲のある高年齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくりを「そうじゃ60歳からの人生設計所」とハローワーク総社などと連携し，実施	長寿介護課	重点施策 (1) 基本施策 (1)(2)
認知症総合支援事業	認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりの推進 ・認知症講演会の開催 ・小学校での認知症サポーター養成講座の実施 ・本人（認知症当事者）ミーティングの開催 ・認知症カフェの開催 ・SOS（そうじゃ，おかえり，サポート）システムの推進	長寿介護課	重点施策 (1)
生活支援体制整備事業	「小地域ケア会議」や「圏域地域包括ケア会議」などで挙げられた地域における6つの生活課題（①移動②買い物③居場所④担い手⑤見守り⑥空き家）に焦点をあて，課題解決にむけて取り組む	長寿介護課	重点施策 (1)
地域包括支援センター事業	地域住民の心身の健康の維持や生活の安定，保健・福祉・医療の向上，財産管理，虐待防止などの様々な課題に対し，高齢者やその家族を支える相談機関として，専門職が相互に連携して課題解決に向けて総合的に支援	長寿介護課	重点施策 (1)
一般介護予防事業	「いきいき百歳体操（おもりを使ったゆっくりとした体操）」で心身の健康づくりと地域での交流の場を提供	長寿介護課	重点施策 (1) 基本施策(4)
“歩得”・“リン	歩くことや自転車に乗ることで心身の健康づ	健康医療課	基本施策(4)

得”健康商品券事業	くりを推進し、歩いた歩数や自転車の走行距離などに応じてポイントを付与。年間を通じて身近な人と共に楽しむ健康づくりを支援		
市民農園貸し付け事業	農業者以外の市民が、野菜や花等（果樹、水稻を除く）を栽培して、自然にふれあうと共に、農業に対する理解を深めることを通じて、心身の健康づくりを支援	農林課	基本施策（４）
妊婦等包括的相談支援事業	妊娠期から出産、産後、子育て期までの切れ目ない相談体制の強化 ・こども家庭センター「子育てほっとルーム」の設置 ・母子保健コーディネーター、産婦コーディネーターによる伴走型相談支援 ・産後うつ等ハイリスク産婦への支援強化として、産後ケア事業・産婦健康診査の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問（生後４か月まで）全数実施 ・育児相談（地区ラッコ広場、カンガルー広場）の実施 ・こどもの発育発達相談、親のカウンセリングの実施 ・つどいの広場との連携事業 ・４歳児発達支援事業実施と幼稚園・認定こども園・保育所との連携 ・子育て世帯訪問支援事業の実施 ・低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成支援事業	こども課	基本施策（３）
つどいの広場事業（親子交流の広場）	・妊婦、０歳から３歳ぐらいまでの親子が楽しく遊んだり、交流したり、保育士等に育児相談ができる場を提供 ・地域の子育てを支援する講座やイベントなどの実施 ・SNSでの情報発信、電話での相談や訪問の実施	こども課	重点施策 （２） 基本施策（３）

	・学校との連携による赤ちゃん登校日の実施		
親子クラブ活動の支援	親子クラブの会員と協働しながら、地域に即した活動の充実が図れるよう、各クラブや親子クラブネットワークへの活動支援	こども課	基本施策（３）
ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けがほしい時、定期的あるいは一時的に子どもの預かりや託児、必要な時に利用できる送迎の実施	こども課	基本施策（３）
地域子育て支援センター事業	0歳から5歳までの地域の子育て家庭に対する支援（園庭開放・園開放・出張保育・育児講座・育児相談・広報活動）の実施	こども夢づくり課	基本施策（３）
いじめ問題等協議会	・会議を開催し、総社市の現状と課題などを協議 ・資料「いじめをなくすために」を発行し、中学校1年生、義務教育学校7年生を対象に配布し、学校で人権教育に活用	学校教育課	重点施策 （２）
教育相談	教育相談体制の確立 ・カウンセラーを全小・中・義務教育学校に配置 ・教育支援センター（総社市ふれあい教室）のカウンセラーによる相談支援 ・各小・中・義務教育学校において定期的な教育相談の実施 ・各小・中・義務教育学校において定期的なアンケートを実施 ・親の会の開催 ・一人1台端末を活用した相談事業	学校教育課	重点施策 （２）
スクールソーシャルワーカーの派遣	・スクールソーシャルワーカーを全小・中・義務教育学校に派遣	学校教育課	重点施策 （２）
性的マイノリティへの理解と支援	多様な性を認め合う社会を目指して、普及啓発活動と相談支援 ・研修会の実施（対象：市民・企業・職員等）	人権・まちづくり課	基本施策（４）
法律相談等	弁護士、司法書士、人権擁護委員、行政相談委員、宅地建物取扱主任者などによる「無料法律人権行政相談」「無料巡回法律相談」「不動産無	人権・まちづくり課	基本施策（１）（２）

	料相談」「無料登記相談」の実施		
納税相談	関係窓口と連携し、市税を含む債務を抱える市民に対して、納付相談を実施	税務課	基本施策 (1)
納付相談	関係窓口と連携し、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の納付相談を実施	健康医療課	基本施策 (1)
徴収猶予・減免制度の周知	総社市国民健康保険の医療費一部負担金の徴収猶予・減免制度について、市民に周知するため、チラシの作成や市ホームページへ掲載	健康医療課	基本施策 (1)

(3) 自殺発生の危機対応（ハイリスク者への相談支援の充実）二次予防

悩みや生きづらさを抱えている人が気軽に相談できる相談先の周知と適切な支援を受けることができるように相談支援の充実を図る。自殺発生の危険性を回避し、自殺を発生させません。

事業名	内 容	関係課	該当施策
心の健康相談	・精神科医師による心の健康相談を市で月1回実施	健康医療課	基本施策（4）
メンタルヘルス相談支援	・保健師によるメンタルヘルスに関する相談や訪問を実施し、必要に応じて備中保健所や精神保健福祉センター、医療機関等の関係機関と連携 ・関係機関からのメンタルヘルスに関する相談に対応し、必要な支援の実施	健康医療課	重点施策 (1)(2) 基本施策（4）
医療機関等との連携	・地域の精神科医療機関・保健・医療・福祉等の関係機関が情報共有し、適切な支援ができるようなネットワークづくり	健康医療課	基本施策（4）
心の保健室	メンタルヘルス支援が必要な者の居場所づくりとして、総社ふれあいセンターの心の保健室を活用。生活指導員を配置し、利用者の相談支援や利用者同士の交流の場を提供	健康医療課	基本施策（4）
多受診による多量服薬のハイリスク者への対応	国民健康保険被保険者において、多受診による多量服薬者については訪問等で、受診指導や健康相談等を実施	健康医療課	基本施策（4）
高齢者支援台帳へ	公的サービスを利用せず、制度の狭間で社会	長寿介護課	重点施策 （1）

の登録	的に孤立している高齢者等の実態把握を進め、台帳に登載し、支援や見守りを強化		
生活困窮者自立支援制度	・総社市から自立支援推進員2名をハローワーク総社「就労支援ルーム」に派遣。ハローワーク職員である就労支援ナビゲーターとの連携によりきめ細やかな就労支援を実施 ・「生活困窮支援センター」が生活困窮者に対し、ワンストップ窓口として相談支援を実施。ファイナンシャルプランナーによる無料の家計改善指導や食料支援、子どもの学習支援等を行う ・「ひきこもり支援センター」において、ひきこもりの方が社会参加するための起点となる環境整備として、居場所を開設し、家族ぐるみの支援を実施 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催	福祉課	基本施策 (1)(2)
児童虐待防止	こども家庭センターにおいて、子どもの安全確保を最優先に考え、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携した支援を実施 ・要保護児童対策地域協議会の充実 ・養育支援訪問の強化 ・家庭児童相談員や保健師を中心に、地域の関係機関と連携を図りながら、虐待の再発防止など効果的な支援を実施	こども課	基本施策(3)
ひとり親家庭への支援の充実	こども家庭センターにおいて、ひとり親家庭の総合的な自立を支援し、関係機関と綿密な連携を図り、生活支援、就業支援を中心に母子・父子自立支援員が相談支援	こども課	基本施策 (1)(3)
ヤングケアラーに対する支援	こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ケアラーについての理解と認識を深め、相談体制の充実	こども課	重点施策 (2) 基本施策(3)
犯罪被害者等への支援	・権利擁護センターと連携し、弁護士、医療機関、警察、庁内関係課、民間支援団体(VSCO、ファミリーズ、さんかくナビ)等と	人権・まちづくり課	基本施策(4)

	連携 ・犯罪被害者支援金の支給		
DV被害者への支援	・権利擁護センターと連携し、庁内関係課、岡山県女性相談所、警察、さんかくナビ、VSCO 等必要な関係機関と連携 ・DV、性犯罪防止・相談の啓発チラシ等を活用し、市民へ周知	人権・まちづくり課	基本施策 (1)(4)
	・こども家庭センターにおいて、保護の必要がある母子家庭に対して、女性相談所及び母子生活支援施設への入所を踏まえ、自立ができるよう支援 ・緊急に保護する必要がある母子を一時的に保護し、避難者に対し居室や日常生活用品を提供するとともに、自立に向け支援	こども課	
	・DV及びストーカー行為などの被害者を支援 ・DV及びストーカー行為などの被害者が加害者から居所を知られないようにするための保護の一環として、住民票の写し（戸籍の附票）の発行・制限を実施	市民課	

(4) 事後対応（遺族や自殺未遂者の再企図防止、遺族の支援）三次予防

不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場の同僚などに与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させません。

事業名	内 容	関係課	該当施策
自殺未遂者に対する支援	関係機関と連携をとり、自殺未遂者に対する相談支援等を実施し、再度の自殺企図を防ぐ	健康医療課	重点施策 (1)(2) 基本施策(4)
自死遺族への支援	・遺族などからの相談に対応するとともに、自死遺族の会（わかちあいの会）の紹介やホームページなどで周知	健康医療課	重点施策 (1)(2) 基本施策(4)